

議案第91号

清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、清水町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更

清水町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の一部を次のとおり変更する。

2. 産業の振興 （3）計画の表中

「

1. 産業の振興	(7) 商業 その他	中小企業近代化資金利子補給補助事業	町	
----------	---------------	-------------------	---	--

」の

次に

「

	(8) 観光又はレクリエーション	清水公園整備事業	町	
--	------------------	----------	---	--

」を

加える。